

酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習実施のご案内

1. 取得できる資格	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了	
2. この資格が必要な業務	<p>次の酸素欠乏危険場所(酸素欠乏症にかかるおそれがある場所または硫化水素中毒にかかるおそれがある場所)における作業</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 特殊な地層に接し又は通ずる井戸等の内部 ● 長期間使用されていない井戸等の内部 ● ケーブル等を収納するための暗きよの内部 ● 雨水等が滞留している暗きよの内部 ● 海水が滞留している熱交換器の内部 ● 相当期間密閉されていた鋼製のボイラー等の内部 ● 空気中の酸素を吸収する物質を入れてある貯蔵施設の内部 ● 乾性油のペイントの内部で塗装された地下室等通気不十分な施設の内部 ● 穀物の貯蔵、果菜の熟成等に使用したサイロ等の内部 ● しょう油等発酵する物を入れてあるタンク等の内部 ● し尿、パルプ等腐敗分解しやすい物質を入れてあるタンク等の内部 ● ドライアイスを使用している冷蔵庫、冷凍庫、船倉等の内部 ● 窒素等不活性の気体を入れてあり、又は入れたことのある施設の内部 	
3. 講習日程	<p>2024年10月24日(木) 9:00 ~ 16:40 25日(金) 9:00 ~ 17:00 28日(月) 9:00 ~ 16:10</p> <p>※ 遅刻、早退、一時外出等により法令で定められた講習時間を受講できない場合、修了証を交付できません。受講をお断りすることもあります。遅刻しないよう時間に余裕をもってお越しください。</p>	
4. 講習会場	<p>ふくい労基教育センター TEL 0778-43-7720 〒915-0242 越前市粟田部町81-2 (武生ICより自動車で5分)</p>	
5. 受講資格	特に受講資格はありません。	
6. 受講料及びテキスト代 (消費税10%対象) 登録番号 T5-2100-0500-0036	<p>受講料 15,400円(内消費税1,400円) テキスト代 2,310円(内消費税210円) 「酸素欠乏危険作業主任者テキスト」(令和3年6月30日発行 改訂第5版)</p> <p>非会員 17,710円(内消費税1,610円) 合計 会員 16,710円(内消費税1,519円) ※ 当協会会員については、テキスト代のうち1,000円を補助しています。</p>	
7. 修了試験及び修了証の交付	<p>(1) 所定の科目を受講した者に対して学科及び実技による修了試験を行いません。 (2) 修了試験合格者には、3日目の講習終了後、即日、技能講習修了証を交付します。 (3) 当協会発行の他の技能講習修了証をお持ちの方は、今回の講習とともに一枚に統合した修了証を交付しますので、現在所有の修了証の原本は講習日に提出して下さい。</p>	
8. 受講申込手続	<p>(1) 受講を希望される方は、裏面の申込書に記入し、下記申込先にご持参、ファックス又は郵送で提出して下さい。日本国籍を有していない方は、氏名を確認できる書面(在留カード、パスポート等)の提示又は写しを提出して下さい(当協会の他の技能講習修了証の記載と相違ない場合は不要)。 (2) 申込書が適正に受理された場合は、「受講票」を交付します(ファックス等の場合は郵送します)。また、「写真と確認書類」の用紙もお渡します。 (3) 申込書が適正に受理され、<u>受講票が届いた後に</u> ①<u>受講料、テキスト代を、下記の振込口座へ振込み、又は現金で支払って下さい。</u> ②<u>「写真と確認書類」を郵送又は直接提出して下さい。</u> ③旧姓や通称の併記希望の場合は、戸籍抄本、住民票等確認できる書類が必要です。 (4) 受講申込の受付は、講習の初日の1週間前までです。(定員に達した時点で締切ります) (5) 納入された受講料は欠講されても返還いたしません。やむをえず受講できない場合には、届け出て、他の人がかわって受講しても差し支えありません。</p>	
9. 申込先	<p>ふくい労基教育センター 〒915-0242 越前市粟田部町81-2</p>	<p>TEL: 0778-43-7720 FAX: 0778-43-7721</p>
10. 振込口座	<p>福井銀行 松本支店 普通預金 口座番号 1224030 名義: シャ) フクイケンロウドウキジュンキョウカイ</p>	

※ これ以外の講習の日程や申込については、ホームページ(<http://www.fukuirouki.or.jp>)の「講習会のご案内」をご覧ください。

酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習受講申込書

受付印

キャンセル待ち

申込みの注意事項

- これまでに福井県労働基準協会発行の技能講習修了証の交付を受けている方は「修了証の統合」の欄も記入して下さい。
- 受講票が届いた後に、別途お渡しする「写真と確認書類」を提出し、受講料・テキスト代を支払って下さい。
- 遅刻、早退、一時外出等により、法令で定められた講習時間を受講できない場合、修了証を交付できません。受講をお断りすることもあります。遅刻しないよう時間に余裕をもってお越しください。

講習日時		講習会場		
2024年10月24日(木) 9:00~16:40		ふくい労基教育センター 越前市粟田部町81-2 (武生ICより自動車で5分) TEL 0778-43-7720		
25日(金) 9:00~17:00				
28日(月) 9:00~16:10				
ふりがな		旧姓を使用した氏名又は通称の併記の希望の有無	有 無	
受講者氏名		併記希望の氏名又は通称		
生年月日	平成 昭和 年 月 日	日中に連絡できる電話		
受講者住所	郵便番号【 - 】			
受講票送付先	(受講票は申込担当者へお送りします。異なる場合は受講票の送付先を記入して下さい)			
	住所	郵便番号【 - 】	名称	
テキストの必要の有無について、どちらか○で囲んで下さい。 「酸素欠乏危険作業主任者テキスト」(令和3年6月30日発行 改訂第5版)			必要 不要	
勤務先	事業場名	(どちらか○で囲んで下さい) 会 員 非会員 (会員は、所属支部を○で囲んで下さい) 福井 南越 嶺南 奥越		
	所在地			郵便番号【 - 】
	申込担当者			職氏名 TEL FAX
上記のとおり受講申込み致します。 年 月 日 申 込 者 (受講者本人又は事業者) (公社)福井県労働基準協会会長 殿			受講番号	

修了証の統合について	福井県労働基準協会が発行した技能講習修了証を1枚に統合します。(但し石綿作業主任者など下欄にない講習は除きます)		
	●右欄の講習のうち、現在所有する福井県労働基準協会発行の技能講習修了証に○印を付けて下さい。 ●所有する修了証の原本を、講習日に必ず提出して下さい。その修了証と引換えに統合修了証を交付します。 ●修了証を滅失した場合は⊗印を付けて下さい。但し、当協会で修了証を交付している事実が確認できないときは統合できません。 ●氏名を変更したが書替していない場合は、戸籍抄本(原本)など(変更経緯が分かるもの)が必要です。 【旧氏名: 】	フォークリフト運転	床上操作式クレーン運転
		玉掛け	小型移動式クレーン運転
		ガス溶接	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者
		有機溶剤作業主任者	第2種酸素欠乏危険作業主任者
		乾燥設備作業主任者	特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者
		プレス機械作業主任者	特定化学物質等作業主任者
金属アーク作業主任者			

【注】この申込書でご提供いただいた個人情報は、この講習の受講者資料として使用し、受講者のご同意なく目的外に利用することはありません。

申込先 ふくい労基教育センター ファックス：0778-43-7721